

IV. 放送産業とデジタル化の進展

A. 放送の歴史と現状

1. 分類

知識・情報・通信産業の一部

(a) 放送産業

ラジオ放送

AM放送

FM放送

デジタル音声放送（近未来）

テレビ放送（アナログ、デジタル）

(b) その他の放送

文字放送

ファクシミリ放送

一般テレビ放送	アナログ	デジタル
地上放送	○（～2011.7）	○（2003.12.1～）
BS放送	○（1989～2011頃？）	○（2001.12～）
CS放送	×	○（1997～）
有線テレビ放送（CATV）	○（1970代～2011.7）	○（2003.12.1～）

移行中→

ラジオ アナログ継続

テレビ アナログ停止（2011年予定）

2. 定義

電気的手段（無線あるいは有線）によって、不特定多数の視聴者に対し、あらかじめ発表した予定（番組）にしたがって映像情報を伝達する業務（伝達される情報（番組内容）を自身で作成することも、外部から入手したものを再送することもある）。

強力・安価な情報伝達手段

国民の「耳・目」としての強い影響力（第四の権力、立法・行政・司法に次ぐ）

電波を占有、強い政府規制

インターネット（通信に分類）上の「放送」との区別（？）

通信と放送の融合（convergence）トレンド

3. 歴史

- 1925（大正15）年：政府により、社団法人日本放送協会が設置され、政府（当時の通信省）監督下の独占事業としてラジオ放送を開始（中波AM）。
- 1928（昭和3）年：全国放送網の基幹線を完成（現在の中央放送局、東北仙台から九州熊本まで放送ネットワークの原型が作られた）。この年までの加入者は約56万人。
- 1933（昭和8）年：放送局数25局に増加。第2放送を開始し、加入者 171万人に増加する。この頃から、政府とりわけ軍部は放送内容の強力な統制をおこない、放送を当時の戦争政策遂行のための情報伝達機関として使用した。しかしその結果、放送は戦争に関する情報の伝達を通じて、国民的なメディアになった。
- 1945（昭和20）年：敗戦。その後2年間、連合軍による放送内容の大幅な規制がおこなわれ、わが国の「民主化」の手段として使われた。
- 1950（昭和25）年：「放送法」の施行。民間放送（ラジオ）の開局。当初、民放は6社6局で始まったが、10年後までに44社 117局に増大。公共放送（NHK）と商業放送（民放）の併立体制が確立し、現在に到っている。
- 1953（昭和28）年：NHKと日本テレビによるテレビ放送（VHF）の開始。
- 1957（昭和32）年：全国各地の主要都市に、NHKおよび民放のテレビ局が設置された。
- 1960（昭和35）年：カラーテレビの放送開始（9月10日）。
- 1969（昭和44）年：従来のVHFに加え、UHFテレビの放送開始。
ラジオにおけるFM放送開始（3月1日）。
この頃から、放送産業停滞の状況になる。新規参入ほとんど無くなる。

VHF	1～12チャンネル（90～108, 170～222MHz）
UHF	14～62チャンネル（470～770 MHz）

- 1978（昭和53）年：テレビにおける音声多重放送開始。
- 1989（平成元）年：衛星テレビ（BS）放送開始（6月1日）。NHKによる2チャンネルで開始。
- 1990（平成2）年：民間放送による衛星放送開始（11月末）。
- 1994（平成6）年：海外事業者による国内衛星放送参入を解禁。
- 1995（平成7）年：ケーブルテレビ事業者による電話事業参入解禁。
NHKによるハイビジョン実験放送開始。
- 1997（平成9）年：衛星テレビ（BS）のデジタル化方針きまる。同（CS）の放送開始。
- 1998（平成10）年：地上放送（テレビ）のデジタル化方針きまる。
- 2001（平成13）年：BSデジタル放送開始。同加入数は予想を下回る。

2003（平成15）年：地上デジタル放送のための「アナ・アナ変換」の開始。同年末から一部地域で地上デジタル放送開始。

4. 現行制度の概略

(a) 一般放送網（無線使用、電波周波数による分類, 1997年現在）

①中波ラジオ放送： NHK（335局）

民間放送（47社、214局）

②短波・超短波ラジオ放送：NHK（507局）

放送大学（2局）

民間放送（34社、136局）

③テレビジョン放送：NHK（6,912局）

放送大学（2局）

民間放送（103社、6,594局）

④テレビジョン音声多重・文字多重放送：NHK（3,494局）

民間放送（74社、5,341局）

⑤FMラジオ放送：

⑥国際放送（NHKのみ）：世界18地域に向け、23ヶ国語で短波ラジオ放送をおこなっている。

⑦衛星放送： BS：3チャンネル

CS：2衛星，多数チャンネル（上下分離事業方式）

（上記のうち、放送局数は割り当てられた電波の周波数帯の数による。）

放送事業は政府（総務省、旧郵政省）によって、強い規制を加えられている。電波を使用する一般放送については、すべて電波法・放送法により、使用電波の割当を受け、放送局開設の免許を受けなければならない。また、公共放送であるNHKについては、毎年度の予算は国会の承認を必要とすることになっている。放送内容についても、NHKはもとより、民間放送についても、その概略に関する規制がおこなわれている。しかし実際には政治的理由による政党との結びつき、マスコミとしての新聞との結びつきが認められる。

——電波を使うことから生ずる規制（放送手段の規制）

——一般に番組を放送することから生ずる規制（放送内容の規制）

放送免許
ユニバーサルサービス (NHK)
FMラジオ放送 (日本は極端に少ない)
(規制産業/自由が少ない)

(b) 有線テレビジョン放送

有線テレビジョンは、放送局から（電波を使わず）同軸ケーブル等の施設を使用し、テレビ映像の伝送をおこなうもの。当初は、空中波テレビの視聴が困難な山間や遠隔地において、テレビを集団で視聴するために設けられた（これを「従来型有線テレビ」という）。これに対し、最近における技術進歩の成果を生かし、都市地域において多数の付加チャンネル（モアチャンネル）を供給する有線テレビジョンが増加・普及している（これを「都市型有線テレビ、CATV」と呼ぶ）。有線テレビにおいては、放送局に結合されるケーブルの引き込み端子数が501以上の場合、許可を要し、それ以下のものは業務開始あるいは設備設置の届出のみを要する。CATVにおいては、空中波テレビと比較して多数のチャンネルを使うことができるという特色がある。

CATVの「フランチャイズ制」（米国）

5. 放送業務の概略

放送事業は、新聞・出版事業と並んで「マスコミ」と呼ばれ、国民一般に広く情報を提供する役を担っており、「情報化」の進行とともにますます重要な情報伝達手段になっている。放送は、ニュース等をはじめとする情報の収集に始まり、収集した情報からの番組の作成、および作成した番組の各地への配送および放送を含む巨大かつ複雑な事業である。

放送産業では、日々の情報を即時的に扱うこと、少数の番組によって多数の視聴者の要求に答える必要があること、収入を視聴料あるいはコマーシャル料金に全面的に頼っていることなどが特色としてあげられる。

最近の技術進歩により、放送事業の内容は大幅に複雑化し、かつ進歩しているが、他方で視聴者の要求も多様化し、制度的な矛盾も生じており、さまざまな問題が発生している。

NHK受信料金（視聴料）の問題

集金率70%未満

テレビを見ないのに視聴料を支払う

テレビを見ているのに視聴料を支払わない

民放コマーシャル費用の高水準

(a) 情報の収集・入手

自社の特派員・記者等によるニュース（音声・映像を含む）の収集

——記録手段の発達により大幅に拡大

他放送事業者からの番組の購入

——最近において外国からの購入が急速に増大

イベント中継・録画（音楽・劇場・スポーツ等）

自己プロジェクトによる番組作成

外部プロダクション等へ番組の作成委託・購入——増加傾向にある。

既製のパッケージ情報（映画等）の購入

過去における放送記録の再放送・再利用

(b) 番組の作成

ニュース、娯楽、教育・教養等の目的により、あらかじめ割り振られた時間の枠に入るようにプロジェクトが編成され、チームワークによって番組が作成される。長期間をかけて大型番組を作成する場合、ニュース等のように即時的に番組を作る場合の双方がある。

(c) 番組の配送・放送

中央放送局・キー（放送）局による番組の作成・放送、民放の場合コマーシャルの作成・放送

ネットワーク系列化

映像伝送網（NTTの光ファイバー、マイクロウェーブ等）を使用して各地の放送局（民放ではキー局下の「ネットワーク」内ローカル局）に番組を配送（販売——実際は、キー局のコマーシャル収入を「放送料」としてローカル局に支払う）

コマーシャル：番組の中途

スポット：番組と番組の中間のすきま

キー局、ローカル局、中継局（遠隔地用）の放送施設により、番組を放送

一般の場合には放送塔等からの電波による放送
難視聴地域においては有線テレビ放送と衛星放送の組合せによる共同受信を利用

B. 放送産業の構造

1. 公共放送

NHK（日本放送協会）が担当（総合テレビ1チャンネル、教育テレビ1チャンネル、衛星テレビ2チャンネル、AMラジオ放送2系統、FMラジオ1系統その他外国向け国際放送に加え、地上デジタル放送2チャンネル、衛星デジタル放送3チャンネルがある）。

戦前からの国営放送の継続。

運営予算および決算について国会の承認を要する。

放送法により放送内容は公共目的のものに制限され、私的営利目的の放送（広告・コマーシャル）は一切禁止されている。

公共放送として独占的地位を与えられているが、他方、国内のすべての地域（難視聴地域を含む）で放送を受信できるようにする（ユニバーサル・サービス）義務を負っている。

収入は視聴者からの受信料の徴収に依存する。（放送受信設備を所有する者は、NHKの放送を実際に受信しているか否かにかかわらず、受信料を支払う義務を負う。ただし、一部に料金支払を拒否する者がいる。支払拒否者に対し、罰則はない。また、1989年7月から衛星放送が有料化された。）

2. 民間放送

米国の制度にならい、戦後1951年に発足した。当初はラジオ放送のみであったが、1953年以降、テレビ放送を実施。在東京の6～7局がキー局となって番組を編成し、全国各地100局余りの放送局に番組を送っている。

民間放送の収入は、番組とともに放送される広告（コマーシャル）に依存する。コマーシャルは、一般企業など広告主からの発注により、広告業者（コピーライター等）が作成し、放送局に販売する。放送されたコマーシャルの効果を知り、その料金を決めるために、番組の視聴率が重要であり、さまざまな方法で、各番組の視聴率が測定されている。

民間放送は、発足時に存在していた主要新聞社とタイアップして運営されている局が多い。各地の平均視聴可能チャンネル数では、日本は米国に次いで、世界第2位の地位にある。また、わが国のコマーシャル料は世界一高い水準にある。コマーシャルの得失については、これを「番組に否応なしに付随する余分なもの」と見る考え方と、「視聴者に有用なもの（コマーシャル自体の美的価値、商品情報の供給）と見る考え方の2通りがある。

3. 最近の問題

- (a) 集中排除規制
 - 言論の自由・多様化の確保
- (b) 同一地域・同一系統局「集中排除」とその緩和の問題
- (c) 放送・新聞の「兼営」の問題

4. 放送産業の構造・技術進歩と最近の傾向

- (a) 放送情報に対する需要の増大・多様化

世界経済・日本経済の成長、「情報化」、日常生活・社会生活の向上と複雑化にともない、テレビ等によって供給される情報に対する需要は上昇の一途をたどっている。一般的な情報だけでなく、特定の職業、地域、年齢の者に必要とされる情報に対する需要も増大している。また、映像文化とともに育った世代が社会人口の多数を占めるにともない、一部に「活字離れ（映像によって表現される情報は、活字によるものより理解しやすい。）」が生じ、映像情報への依存度が上昇している。

しかし、他方、パッケージ型情報手段（ビデオカセット、コンパクトディスク等）が急速に普及し、放送事業者の強力な競争相手に育ってきた。また、放送についても、直接の（オンラインの）視聴ではなく、番組を一旦録画・録音した後に視聴する形式が普及しつつあり、そのための深夜放送も一般化し、パッケージ型情報手段と放送が相伴って発展する傾向も生じている。さらに「インターネット」も現存放送システムの競争者となりつつある。

インターネット放送（KDDIなど）

- (b) 放送における技術進歩

コンピュータ技術IC・LSIの大容量化と価格低下、通信手段（光ファイバー、衛星通信）の進歩、情報蓄積・再生手段（テープ、ディスク等）の進歩により、放送産業は最近10年間大きな変革を体験した。

放送産業分野における主要な技術進歩の内容：

「デジタル技術」の浸透

放送局から家庭まで

情報収集範囲の（録画・編集）の拡大と柔軟化

——録画・再生・編集機器の充実・小型化・高性能化

番組のパッケージ化による輸送・販売の自由

キー局による放送、地方局による中継放送の完全自動化

——大型コンピュータによる放送業務の自動制御

番組作成時の映像加工、図形・グラフ等の使用が自由化

——テープ編集機、パーソナルコンピュータ・その結合によるグラフ機

能の進歩による

外国語放送の自動翻訳・自動編集等

——人工知能技術の発展による

チャンネル数の増大（地上放送、ケーブル放送、衛星放送のすべてについて）

——デジタル技術の進歩による番組「圧縮」方式の実用化

「デジタル放送」の実現（次節）

(c) 放送産業外の関連分野における技術進歩（競争相手の変化）の影響

(1) パッケージ型情報の供給（レンタルビデオ、DVD）

——録画機器・メディア（DVDなど）の低価格化

(2) CATVの発展

——多チャンネル伝送路の実現（日本では米・欧に比較して大幅におくれた）

(3) インターネットの成長

——IP放送、IP再送信の可能性

著作権問題

放送コンテンツを特別扱い

現在：再送信はCATVのみ事後許諾で可能

ただし地上波放送免許地域（県域）内のみ

他は事前許諾が必要（実際は著作権者多数のため不可能）

——現在制度改善を検討中